総務文教委員会

令和元年12月11日(水)

総務文教委員会

日 時 令和元年12月11日(水)午前10時00分開会-午前11時55分開会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、小川副委員長、道工、中原、坂原、辻下、和田、出口

欠席委員 なし

傍聴議員 竹原、谷﨑、奥野

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

竹下まちづくり戦略室危機管理監

澤教育次長兼指導課長

福井会計管理者兼会計課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

寺田総務部理事兼地方創生課長

阪本財政改革部理事兼税務課長

松下総務部副理事兼総務課長

森まちづくり戦略室危機管理担当課長

岩田人権推進課長

内山財政改革課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。全員出席です。

理事者につきましても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードにお願いします。

12月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第67号「令和元年度岬町一般会計補正予算(第5次)について」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

内山課長。

内山財政改革課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

令和元年度岬町一般会計補正予算(第5次)のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。19繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして2,868万9,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の編成に伴い財源調整を行うものでございいます。 反保委員長 松下課長。

松下総務課長 続きまして、2特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金としまして12 1万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、楠木集会所屋根改修工事と して集会所維持補修費に121万円を充当するものです。 以上、当委員会付託分歳入計といたしまして2,747万9,000円を減額補正するものです。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 続きまして、歳出です。

委員会資料の2ページをご覧ください。

今回の委員会資料におきましては、委員会資料2ページの一番左の区分欄の議会費の 上段に括弧書きで記載しておりますとおり、議員報酬手当職員給与費分と、それから委 員会資料6ページの中段、総務費の上に括弧書きで記載しております議員報酬手当、職 員給与費以外分という二つの構成で作成をしております。

このことにつきましては、今回の補正項目の多くが議員報酬、手当職員給与費分としての人件費で占めていることによるものであり、人件費とそれ以外のものという区分けにさせていただいております。

それでは、委員会資料2ページから6ページまでの議員報酬手当職員給与費分として の人件費補正の全般につきましてご説明させていただきます。

参考資料として、8ページに今回の人件費補正を要因別に整理した内訳表を添付して おります。

総務文教委員会所管以外の特別会計も含んでおりますが、人件費補正全体の説明ということで、この内訳資料によりご説明させていただきます。

まず、今回の人件費の主な補正要因としましては、大きく分けて三つございます。

人事院勧告に基づく給与改定の反映、本町が行財政改革の一環として独自に給与減額をしております一般職の給与減額2%の反映。それから、人事異動等による調整でございます。

まず、①令和元年人事院勧告に基づく給与改定の反映によるものですが、人勧による 影響額につきましては平均改定率 0.1%増の給料表の改正、それから賞与支給月数の 0.05月の増によるもので、一般会計で443万8,000円、特別会計を含めると 511万1,000円の増加となります。

次に、②の一般職の給与の独自減額の反映によるものですが、一般職の給与の独自減額2%の補正額影響額としましては、一般会計で1,878万円、特別会計を含めますと合計で2,050万6,000円の減額でございます。

三つ目ですが、③人事異動等に係る調整額としまして、一般会計で2,872万7,

000円、特別会計を含めますと1,896万7,000円の減額となっておりまして、 内容としましては、人事異動による各会計間費目間の予算調整を行いつつ既存の正職員、 新規採用職員、任期付職員や再任用職員の給与や雇用条件の確定による増減、保険料の 利率確定などの要因により、人件費全体として当初予算から現時点の不用額を算出し、 トータルで減額補正をするものです。

最後に、参考資料の下のほうで、④で今回の人件費補正全体額を記載しております。 一般会計で4,306万9,000円の減額、特別会計を含めますと総計3,436 万2,000円の減額となっております。

委員会資料2ページから6ページ上段までの人件費補正に関する説明は以上ですが、 各ページの左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては、議事の円滑 な進行のため省略させていただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

続きまして、委員会資料6ページ中段の議員報酬手当、職員給与費以外分以降の部分です。

2総務費、1総務管理費、臨時職員管理費としまして742万3,000円を増額補 正するものです。

内容としましては、例年4月以降の人事異動等により、緊急的に臨時職員を配置する 賃金経費を人事担当予算として計上しておりましたが、その経費に6名分の不足を生じ るため、今回、増額補正するものです。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 続きまして、集会所管理費としまして62万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、集会所修繕費について、今年度は修繕箇所が多く約6カ月で修 繕費予算残高がなくなったため、上半期の実績の2分の1の額を令和2年1月から3月 分の集会所修繕費として増額補正するものです。

続きまして、集会所維持補修費としまして121万円を増額補正するものです。

内容としまして、多奈川楠木集会所において昨年9月の台風による豪雨時に1階天井から漏水があったために、コーキングによる応急処理をし、しばらくは天井からの漏水はありませんでしたが、本年8月の台風による豪雨により、再度、天井からの漏水を確認しました。

そこで、建築課職員の同席のもと現場確認をし、修理方法について確認したところ、

屋根の防水紙の寿命は一般的に20年でありますが、楠木集会所においてはその耐用年数をはるかに超えているのが主たる原因とのことでありました。

工事内容としまして、屋根については合板の上に新しい防水紙を取りかえ、その上に カラーベストを取りつける工事を行います。

また、室内天井についても漏水箇所の補修を行います。

財源につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当するものです。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 続きまして、2町税費、町税過誤納償還金75万円を増額補正するもの でございます。

内容といたしましては、当初予算におきまして町税に係る過誤納償還金480万円を 計上しておりましたが、本年度上半期において、町民税に係る過誤納償還金337万5, 000円の支出がございました。

下半期の見込みにつきまして、過去3年平均の支出額に今年度上半期の執行額を考慮 し、75万円の増額補正をお願いするものでございます。

この主な要因は、配当割・株式譲渡所得割等に係る控除超過によります住民税の還付 によるものや、各種控除漏れの確定申告に伴う住民税の還付申告者数の増加に伴うもの でございます。

また、最近の傾向といたしましては、年末調整時期や確定申告時期におきまして、各種控除漏れにつきましての遡及しての確定申告が行われる傾向がございまして、還付が発生するケースが多くなっております。

12月以降の過誤納償還金対象者に対しましても速やかに対応するため、増額補正をお願いするものでございます。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、3,305万7,000円を減額補 正するものでございます。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 質問するのに、間違いの質問をするかもわかりませんけど、そのときはすみません、よろしくお願いします。

今日の人件費の減額というのがすごく多いのですが、なぜこのように多くなったのか 聞きたいのです。 国からの人事院勧告のそんなものもあるのかどうか知りませんけど、これ、今年度の こんなにたくさん減額があるのか、それだけ先、答弁願います。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 和田委員のご質問にお答えします。

先ほども説明させていただいたのですけども、委員会資料の8ページなのですけども、 全体としてはマイナス3,436万2,000円の減額ということなのですけども、内 訳としましては、一番大きなところでいうと、一般職の給与の独自減額の部分でマイナ ス2,050万6,000円の減額が出ております。

プラスアルファとしましては、今回の令和元年の人事院勧告によりまして賞与の月数の増とか給与表の改定とかで511万1,000円の増額。

あとは、人事異動等による調整ということで、マイナス1,896万7,000円。 共済費等の利率の関係の部分で、当初、保険料の利率とか見込んでいた部分からかなり減額となっているところでマイナス1,158万円。

あと、給料とか職員手当とか、このあたりで、もともと当初予算要求時には再任用職員のお給料とか正職員の給料とか、その他もろもろある程度見込みで取っていた部分がございますが、実際、人事異動等、採用とか、雇用条件をいろいろ確定する中で、給与、職員手当等も減額になったということで、トータルマイナス3,436万2,000円の減額となったというところでございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 当初予算でちょっとたくさん見過ぎたというので、それでわかるのですけど、職員 さんで、こういう減るということは、休むとか、そんな体調が悪くなって休むとか、 労働時間、体無理してなって、そういうようなので減らすという、それはありません か。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 職員の病気休暇なり、育児休業なり、休んでいる職員に関しては予 算残を見ながら、ある程度は、若干減らしている部分はございますが、今回の補正の 額、全般に関しましては余り影響のないところの減額というところでございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今の答弁の中で、人事院勧告とか少しちょっと入っているようですけど、これは国からのなんで仕方がないと思うのですけど、この場合は職員の団体というのですか、

やはり減らすときには交渉してきちんと話しているのかどうか、それをお聞きしたい。 反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 和田委員のご質問にお答えします。

職員の給料とか雇用条件とかが変わるときには必ず職員組合と協議をするということになっておりまして、今回の人勧に関しましては、プラスアルファの人勧ということで、 今回、条例改正等上げさせていただいております。

今回、条例改正で上程するに当たりましても、職員組合ともいろんな協議をして、今回、条例改正上げている分に関しましては、可決ということで職員組合からは了解と言いますか、妥結に至っております。

反保委員長 和田委員。

和田委員わかりました。

この7ページの、綴じ方について聞きたいのですけど、7ページがこの間になぜ入ってくるのか。

8ページと7ページと、私は今も言いましたように間違って質問するかわからないけど、7ページと8ページひっくり返るのですかな、間へ何でこんな。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 すみません、今回の委員会資料のページの綴じ方なのですけども、 去年とか一昨年とかというと、和田委員おっしゃるように、確かにちょうど一般会計 の補正が終わって、そこの補正の間に全体の補正の内訳の資料をつけて、あと、別の 特会の補正があれば後ろに回すような形にしておったのですけども、今回、予算全般 の特別会計とはいえ予算としては一体であるということから、後ろに回したほうがい いのかなということを、いろいろ考えたのですけども、確かに和田委員おっしゃるよ うに、ページがやはり手前のほうにするほうが説明はわかりやすいかなと思いますの で、次回から元の形に戻すような形で考えております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 こういうようなこと、これも入って8ページにつながっているのかなとうっかりしたら見るので、これ、やはり6ページから8ページに続けてしてもらったほうが私は見やすいなと思って、ちょっと聞いたのですけど。

今後は、また元に戻すというのですか。

それで、8ページの最終の④の人件費の補正全体のところで一番最後のところですけ

ど、この数字、合っているのかな。最後の3,436万2,000円。3,436万、 ゼロと違うのかな、2になっているのやけど。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 すみません、8ページの資料におきましては、今ちょっとさっく り検算したのですけど、計算間違いはないとは思うのですけども。

一応、1番から1、2、3のものをそれぞれ通常足し込んでいるだけですので、計算式も間違ってないとは思うのですけど。

和田委員 そうですか、間違いなかったらよろしいです。

私が計算したらゼロになる。9と7と24と。

反保委員長 和田委員、よろしいですか。

和田委員 間違いなかったら、いいです。

これで結構です。

反保委員長 ほかにございませんか。

坂原委員。

坂原委員 今回の補正は、ほとんどが人件費ということで、事務的に計算したものになると思 います。

一つだけ確認でお聞きしたいのですが、委員会資料6ページの町税費のところで、町 税過誤納償還金ってあるのですが、過誤納の償還ですから、町税納めすぎた分を返して もらうという住民からの申請があって、それに応じて償還するというように思っている のですけど、それをこの時期にするというのは、何か特別な要因があったのかなと。

過去も大体この時期に補正が上がっているようにも思ったりするのですが、その辺の ところ、もう少し詳しくその要因をお願いします。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

町税の過誤納償還金につきましては、確定申告等をされたことに伴う過年度分の還付 というのが大多数を占めてございます。

先ほど来、説明の中でも申し上げていますけども、上半期の支出状況を考慮しまして、 過去の平均値を元に下半期の必要と見込まれる額を今回補正としてお願いしているわけ なのですけども、これが、3月の議会でお願いする場合ですと、ちょっと間に合わない、 還付に対する返還ができない状況になりますので、必要となる年度につきましては、こ の時期にお願いしている次第でございます。

その年度によりまして、支出見込み等で若干金額が大きくなったり小さくなったりするのもあるのですけども、この時期に補正をお願いしなければ、下半期以降の還付について速やかに対応できないということがございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 大体、一般的には過誤納なり償還ですね。申請するのは大体、確定申告の時期だと 思うのですけど、今の話では年度の途中でも過誤納がわかって、償還を申請したとか、 あるいは過去の確定申告の修正とか、そういうのがどの時期に出てくるのかわからな いというので、その資金が枯渇してきたら、先の分を確保するために今回、こうやっ て補正しているという意味でいいのでしょうか。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 坂原委員おっしゃるとおりでございまして、申告される方が、確定申告 時期以外も、税の場合でしたら5年間遡ったり、随時申告等される場合もございます。 特にあの年末調整の時期とか、これからまいります確定申告の時期に申告する際、昨 年度扶養控除が抜けていたとか、医療費控除が抜けていたとかいったケースがございま すので、そういったときに申告されるということが増えているというのが最近の傾向で ありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

反保委員長 中原委員。

中原委員 委員会資料の2ページの議会費についてお尋ねします。

一番初めの項目で、議員報酬が2万円減額になっているのですけど、これがちょっと 実は私、要因がよくわからなくて教えていただきたいということが1点目であります。

それから、今回は人件費の削減が大きい、削減だけではありませんけれど、人件費について補正額が大きくなっているわけで、その中で、やはり最も減額になった大きな要因としては、町独自の2%給与カットが大きな要因になっているというように思って見せていただいております。

それで、その件も含めて恐らく組合や団体との協議はなさったでありましょうし、また、今後のことも今、恐らく継続中で協議されていることもおありかと思いますので、 引き続き丁寧な協議をいただくとして、8ページに今回の人件費の補正にかかわって内 訳を示していただいておりまして、この内容についてもこの機会にお尋ねをしようかな と思います。

後で議論されるところもありますけれど、一般職の職員の給与改定の議案もあります けれど、この機会にお尋ねをしておきたいことがございますのでお願いいたします。

まず、人事院勧告に基づく影響額ということで、①に表を示していただいております。 給与の中で、今回は基本的にプラス改定ということで組合とも妥結しているというこ とで、プラスということそのものは当然のことというように考えておりますけれど、今 回の人事院勧告は今年の8月のものに基づくことが反映されているわけですけれど、そ の中で初任給の問題で、平均を上回る水準ということになっているようなのですけれど、 高卒の方の初任給については、最低賃金の平均額を下回るという指摘も同時にされてお りまして、岬町での実態はどうなっているのかなということをこの機会にお聞きしてお きたいと思います。

それから、先ほどの説明の中で、③の人事異動等に係る調整の中で、再任用職員の方 についても少し言及がございました。

それで、今回の人事院勧告では、再任用職員の待遇については処遇の改善見直しは行われなかったということになったのですね。

この点についでは、やはり同一労働同一賃金という観点から見ますと看板倒れと言わざるを得ないというように思っておりますが、その点についても今回の見直しに当たって岬町としては検討なさったのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員の質問にお答えします。

まず、議員報酬の2万円減額のところですが、この部分に関しましては、今回、5月に役員選挙等があったと思うのですけども、その部分、一応どなたがかわられてもいいような形で日数的にマックスで取っていたのですけども、その部分で実際、役員選挙の日とか、かわった方とか確定しましたので、その分の差額が若干出て、2万円減額という形でございます。

それから、今回の人事院勧告の件に関しましては、独自減額等いろいろ組合とも話は すべきところなのですけども、現在、職員団体との協議に関しましては、今回の人勧に よる条例改正であったり、それから追加議案で予定している会計年度任用職員の関係の ことをメインで現在協議をしておりまして、最終的には今週も協議を続けるような予定 なのですけども、独自減額に関しましては、来年以降、また継続してということで、今 回の議会が終わりましたら、来年また予算財政状況等を見ながら組合さんと協議をして、 来年度以降の独自減額に関しましてはそれで決定していくという形になっております。

それから、お給料ですけども、今回、30代とか40代後半とか、その辺の給料改定がなくて、それから再任用職員に関しましても、お給料の変更もございませんでしたし、 それから賞与の改定もございませんでした。

今回の改定のメインとしては若手職員の処遇を改善するという形で給与表の刷新が来 ているような状況でございます。

高卒の初任給等につきましては、人事院勧告による給与表そのまま刷新しているような形でございまして、最低賃金を切っているかどうかというのは、ちょっと確認できていないのです。すみません。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目についてはわかりましたが、委員会資料では書かれていないのですけども、 委員会資料では備考のところに、議員報酬の2万円減額ということは書かれているの ですが、議案そのものには議員報酬(12人)で2万円減額というに書かれているの ですよ。

だから、あれかなと思って、12人みんなが1万6,666円それぞれカットされたのかな、私も何かあったっけとか思ってしまったわけですので、細かいことを言って申し訳ないのだけれど、ちょっとそういうことで言うと、議案そのもののつくり方がどうなのということになるのかなとか考えたりして、今後、よりわかりやすい表示に努力をいただければ結構かなと思います。

それから、委員会資料8ページにかかわってのお尋ねで、職員組合や団体との協議の問題なのですけれど、今回は人事院勧告に基づくもののみについての協議をされたということだと思いますし、それぞれの団体と非常に丁寧に協議をされているというように私は受けとめていますので、それは引き続き、その姿勢を堅持していただきたいと思いますし、2%のカット、今年度の2%カット、今回、提案されているわけですけれど、このことについては、もう既に過去に話し合いをされて、一応決着されたというように受けとめていますので、この場でそのことについて改めて言及することは差し控えたいと思いますけれど、今後の丁寧な協議を改めてこの場でも求めておきたいと思います。

それから、高卒の初任給の問題なのですけど、最低賃金は都道府県ごとに違いますの

で、それはまたご確認をいただければ結構かと思いますが、初任給が低いことで、岬町においても人手不足、岬町の役場においても人手不足というのは深刻な問題だというように私は思っていますので、人事院勧告を受けて、そのとおり、きれいにそれを実施するということは別に必要ないわけで、それぞれの団体の意思で決定をするべきものですから、いいことはもちろん反映していただきたいと思うし、今回で言えば、プラス会計でいいことなのですけど、ただ生活の改善ということでいうと、私は人勧そのものが不十分だというように思っているのですよ。

ですので、そういったときは、岬町独自にさらに引き上げるということも今後検討していくべきだというように思います。

それから、再任用のことについてはちょっと、私、検討されたのかということをお聞きしたのですね。そのことについてお答えはいただいていないので、もう一度お尋ねをしたいと思うのですが、私、今言ったとおり、人事院勧告は別に法律ではありませんから、そのままそれを岬町にきれいに当てはめる必要はないわけで、独自の検討を加えた上で、プラスやマイナスをすることはできるわけです。

ということからすると、再任用職員についても処遇の改善という要望は全国的にも従 前からあったもので、今回、人事院勧告の中で反映されていないことに問題はあります けれど、岬町においては再任用職員の給与の改定、引き上げ等については検討なさらな かったのかどうか、その点についてお答えをいただいておきたいと思います。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員の質問にお答えします。

再任用の賞与と給料に関しましては、今回、人勧ではそのまま据え置きということだったのですけども、組合協議の中では確かに組合さんのほうから、職員全体が人事院勧告の影響が及ぶような形で岬町独自で再任用職員の賞与なりお給料になり上げれないかという要望は確かにございました。

ただ、現在、職員の2%の独自減額等を継続していることもありますし、固定資産税の超過課税のほうもまだ継続している段階でございまして、予算的には大変厳しい状況が続いておりますので、町としましては、そのまま人事院勧告どおり据え置きという形で決定させていただきました。

すみません、先ほどお答えできなかったのですけども、高校卒の初任給と最低賃金の 部分の話ですが、現在、高卒の初任給1級の17号で、例えば独自減額した後の本給の 額は、16万2,582円となります。

これは時給でいいますと998円ということになりまして、現在、最低賃金は964 円ということで、最低賃金よりは上回っている額になっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目の再任用職員の処遇改善については話し合いがされたということでありましたが、据え置きという結論になったということで、今後も前向きな協議や検討を加えていただきますように求めておきたいと思います。

それから、高卒について早速に計算をして調べていただきまして、最低賃金は上回っているということが確認をされました。

ただ、十分な額とはとても言えないというように思いますので、この高卒の初任給だけに限らないと思うのですけれど、全体の引き上げということは、やはり今後も努力していただきたいと要望しておきたいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

出口委員。

出口委員 1点だけ勉強させていただけますか。阪本理事、よろしくお願いします。

6ページの、町税過誤納償還金で補正後が555万円の予算化されていますけども、これは償還金は納期とか、多分、固定資産税の部分が多々パーセントを占めるのではないかなと思うのですけども、仮に宅地で登記してあるのだけども、実際、雑種地のような形で現状になっているということで、そういう変更部分があって償還金が出た部分もあるのかなというように私は捉まえているのですけども、その辺の少し詳細をお聞きしたいと思います。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 出口委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

固定資産税の部分に係る償還金についてのご質問だったと思います。

土地が現況、地目が異なっていたとかいったケースはまれに出てくるケースはございます。

そういったケースにつきましては、現況のほうを確認、現地に行きまして現状にそぐ わない場合等は見直しをさせていただいたりというケースはございます。

そういったケースでの、今年度、総額把握できていないのですけども、そんなに、固 定資産税については今回少のうございますけども、今回、補正でお願いするにあたりま しては、大多数町民税に関連することがほとんどでございますので、そういった説明を させていただいた次第でございます。

住民さんのほうの申し出等で、私たちも毎年パトロール等も行っているのですけども、何分、奥まったところの地目が変わっているような状況とかいう場合が中にはございますので、そういったときはお申し出いただいて現地確認等させていただいた上で詳細については還付等できる分については見直して還付させていただくと。

そういった場合に償還金等で支出するというような次第でございます。

反保委員長 出口委員。

出口委員 今の説明を受けまして、よく理解できたのですけども、仮に、土地の場合に登記が 宅地であって、実際、雑種地という場合には遡って5年前からの返還金は充当ができ るのか、そのときのケースバイケースによって変わってくるのですか。その辺はどう ですか。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 固定資産税につきましては、状況によるのですけれども、航空写真等と か聞き取りとか、そういった現況資料等いただいた上で判断させていただいていると ころでございます。

ちなみに、今年度、年度途中のため集約はできていませんが、平成30年度の固定資産税の償還金につきましては15万8,700円。平成29年度につきましては18万8,400円というぐらいの償還額がございます。

反保委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございました。よく理解できました。

反保委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第67号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第71号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)について」 を議題とします。

本件については担当課から説明を求めます。

松下課長。

松下総務課長 資料7ページをご覧ください。

令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入です。4繰入金、1基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金としまして 278万7,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計への繰出金に充当するための基金の繰り入れです。

次に、歳出です。2諸支出金、2繰出金。繰出金としまして278万7,000円の 増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計で実施する集会所維持補修費などの財源として繰り出 しするものです。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出ともに計278万7,000円を増 額補正するものです。

反保委員長 今の説明に対しまして質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第71号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第71号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第76号「泉州南消防組合規約の変更に関する協議について」を議題とします。 本件につきましては、本会議で説明を受けておりますが、補足説明がありますので、 担当課から説明を願います。

森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 本会議におきましてご説明をさせていただいておりますけども、補足説明ということでご説明をさせていただきます。

委員会資料11ページをご覧ください。

泉州南消防組合市町負担金に関する協定、一部変更案についてご説明いたします。

この一部変更案は、泉州南消防組合規約の一部を変更する規約案、第16条第2項に 基づく関係市町の長の協議により別に定める協定の案文です。

第1条において、消防組合負担金の負担割合の構成比率を消防費に係る基準財政需要額割が60%、消防需要額割27%、均等割が13%としております。

基準財政需要額とは、地方交付税の算定において、その市町村が標準的な水準でその 行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を一定の合理的な方法で測 定しているものです。

各市町の負担割合は会計年度の前年度の消防費に係る基準財政需要額の比に応じて按 分をするものです。

次に、消防需要額割とは、各構成市町で発生した火災、救急件数を組合管内で発生した会計年度の前々年から過去5年間の火災件数を50%、救急件数を50%の比で按分をするものです。

次に、均等割は組合の本部に係る経費が約13%であることから、その構成比を13%とし、その経費を市が60%、町が40%負担するものです。

これは、第1条第2項に基づき、規約第16条第3項に定める議員報酬に係る割合と同じ割合を用いたものです。

第2条は負担金の納付時期等、第3条は歳計余剰金の処理、第4条はこの協定により 難い事項、または疑義がある場合についての協議について定めるものです。

組合関係市町において規約変更の協議をすることについて、議会の議決をいただいた

後に本協定書に関係市町の市長、町長が押印する予定となっております。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 条例とか規約のその文書、文言なかなか理解しにくいところがありましてわかりにくかったのですけど、この9ページの中で、第16条第2項を次のように改めるの中で、消防費に係る基準財政需要額割、消防需要額割、及び均等割とし、それぞれの割合にあっては関係市町の長の協議により別に定めるとあったので、これ別に定めたのは、いつどうなるのと聞こうと思っていたら出てきたのですけど、これは、別に定めるというのは今出てきた、本会議のとき、これはなかったということですかね。

ということは、これは何で、どの時点でこれがこの町の協議で決まったのかなと思う のですけど、まず、その点はどうでしょうか。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 別に定める規約につきましては、今年の8月に、泉州 南消防組合のあり方会議という会議がございまして、その中で新たな負担割合を定め ることについて各市長、町長が参加する会議があり方会議なのですけども、その中で、 一定の方向性というのを出した、その内容がこの協定の案文に記載されたものだとい うことになっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 この比率で今後ずっといくということになるのでしょうかね。

これでいくと、額は書いていないけど、この比率でそれぞれ計算して、その分で、その費用を負担するというのは、今まで結構、消防組合の中では負担金について、結構いるいろ意見があったようなので、それが一応、今のところこれで最終的に皆納得して話がついたと、それでいいのでしょうかね。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員の質問にお答えをさせていただきます。

新しい負担割合を定めるにあたっては、当然、比率が変わるわけですから、上がるし、 あるいは下がるしというのがございます。

その中で、一定折り合いがつける増減がこの負担割合であったということで、この負担割合をもって今後計算をしていくということになっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 今回、出てきましたこの負担割合というのは、これは期限か何かあるのですか。何 年間たったら、また見直すとか。その辺どうでしょうか。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員の質問にお答えをさせていただきます。

現状におきましては、今回、負担割合を変更して、当分の間はこの割合を使っていく ということで、今後、何年以内にまた比率を変えるというようなことは今のところ予定 はございません。

3年間で見直すというのは、この負担金が大幅に増えるとかがございますので、それが、いきなり来年度からということでは各市町の議会で同意をいただけないということで、負担調整ということで3年間にわたって少しずつ段階的に、1年目は3分の1、2年目3分の2の減額というような形、増えるところは3分の1の増額、3分の2の増額というようなことで、3年目にこの新しい比率を使うというような形で負担調整をやっていくということでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その辺はわかりました。

ちなみに、増えるとこ減るとこあると言うてました。その増える、減る、わかったら 市町を教えてほしいのですけど、どうでしょうか。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 増える市町、減る市町ということでよろしいでしょうか。

消防組合の試算によりますと、増える市が泉佐野市、それと熊取町。その他、泉南市、 阪南市、田尻町、岬町においては負担金額が減額するということになっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 本町においては下がるということでありがたい話ですけど、ちなみに、金額わかり ますか。そこまで教えてください。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 令和元年度予算で試算した新しい負担金の額でございますけども、その負担調整が終わった3年目には、令和元年度の予算で試算しますと、岬町においては2,900万円程度の減額が図れるというように試算がされております。

負担金の金額でございますけども、3億1,472万7,000円程度ということで ございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その金額に、3年後にはその金額になるという話ですね。

来年から急にではなくて、3年間かけてその金額に合わせていくという理解でいいのでしょうか。

わかりました、結構です。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

反保委員長 坂原委員、よろしいですか。

中原委員。

中原委員 この提案の中で、関係市町の長の協議により別に定めるということに今回改められるということなのですが、それでいきますと、例えば、今回はそういうように議案として議会に提案をされることになっているわけですが、もし今後、協議をして、また割合が変わるということになった場合、また議会に提案されるのかどうかということをまず第一にお聞きしておきたいと思います。

それから、今回のこの改定のいきさつといいますか、発端は恐らくどこかの自治体が提案されたところから始まるのではないかなというように思うのですけれど、その発端や協議の内容、経過等についてもこの機会にお聞きしておきたいということと、それから、今回、一旦こういう格好で落ちついたということになりますけれど、この問題は長らくなかなか解決が難しい問題であったというように認識しておりますが、今回のこの提案に至る過程もお聞きした上で、その結論としてこれが出てきたのですけど、これでどの程度落ちついたのかというあたり、ニュアンスも含むので難しいところだと思うのですけど、また、こういった見直しが必要になってくるような火種があるのか、それとも、これで一旦落ちつきましたというようなところまでの話ができてこの結論を得たという感じなのか、そのあたりについても参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから、これ組合発足当時の話を遡ってお尋ねするのですけれど、現在の負担金の 割合はどういった内訳で決められていたか、ちょっともう一度確認をさせていただきた いと思います。

まずはこの3点をお願いします。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、別に定めるというように記載させていただいて、別で協定書を定めるということになっておるのですけども、まず、その経緯といいますか趣旨なのですけども、この三つの要素の中の本部経費に係る均等割というのは13%となっておりますけども、これは変動する可能性がございますので、その際に、そこが変動しますと連動して消防需要額割も変わることになります。

基準財政需要額割60%というのは、もう固定なのですけども、その残りの二つで変更がある場合は、そこで変更になるということになっております。

このように変動する数値を採用していますから、あえて記載せずに別に定めたもので、 当消防組合と同時期に発足した兵庫県の西はりま消防組合や奈良県の広域消防組合等の 他の消防組合の規約にも採用されているものでございます。

将来的にまた大きく負担割合を変えるようなことが協議として発生した場合でございますけども、ちょっと、今の規約におきましたら議会での審議はいただかないというようなことになろうかと思うのですけども、当然、もし変更する場合は協議の内容等、細かく説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、今般、変更するに至った協議の内容と言いますか、経緯ですけども、泉州南 消防組合は、平成28年度から充実した消防サービスの提供や効率的な投資並びに事業 運営の仕組みを構築するために首長が参画する泉州南消防組合あり方会議を設置し、危 機管理担当部局と財政部局の部長で構成する幹事会、その下に同部局の課長で構成する 分科会を置いて、この負担割合についての解決に向けた検討を行ってまいっておったと ころです。

この分科会、幹事会において、負担割合で採用する指標について検討がなされてきた のですけども、この指標が各市町の負担割合を大きく左右するために慎重に議論を行っ てきたところです。

このたび8月13日に開催された第4回泉州南消防組合あり方会議において、新しい 負担割合について一定の方向が示されて、構成する3市3町の12月議会に上げさせて いただくという経緯になったところでございますけども、平成28年度におきましては、 あり方会議、幹事会を1回、分科会を2回、そして平成29年度においてあり方会議を 2回、幹事会を3回、分科会を5回。平成30年度においても、あり方会議の分科会を 5回、幹事会を1回、そして今年、令和元年度にあり方会議を5月29日と8月13日 に各関係市町の市長、町長が集まって開催をして、その中で協議が整ったということで ございます。

どの程度落ちついたかということでございますけども、協議の中で、当然増える市町につきましてはかなりの反発がございました。この基準財政需要額割というのは地方交付税の算定にも使われている、非常に明解なと言いますか、指標でございますので、それを何とか主な指標として使っていきたいということで協議をしていって、そこを負担の割合、増減をある程度できるだけ薄めると言いますか、ちょっと増えるところはできるだけ小さく増える、減るところも、本当はもっと増えたほうがいいのですけども、少し増えるところにちょっと合わせるというような形で、いろんな要素を検討してみた中で消防需要額割というものと本部経費の均等割の部分を入れて、何とかおさまったというところで、これが3市3町で議会で、審議いただいて了承いただけましたら、今後、数年間の長きにわたって、この負担割合でやっていけるのではないかと思っております。それと、最後のご質問ですけども、発足当時の消防組合の負担割合の算定ですけども、その当時、統合前の各市町の平成21年度から平成23年度における各市町の投資的経費を除いた消防費をもとに算定しておるところです。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目の、別に定めるという一言で、今後、割合が変わった場合にも議会を経る必要がないということを確認させていただきました。

私は、このあり方はよろしくないというように思っています。

先ほどお答えの中にあったとおり、何らかの負担の割合が今後変更するということが 発生してきた場合は別に報告をしてくださるということでありましたので、それは適宜 議会に対してご報告をいただきたいと思います。

そういうことで言うならば、今回、この方向性の転換については、8月13日のあり方会議で一定の結論を得たということのようでありますから、本日までかなり期間があったわけで、余り、どこで話しするかというのは難しい問題ですけど、少なくとも全員協議会等の場で、この方向性についてはご報告をいただいておくべきであったかなというように思います。

これは議会そのものの取り組みとしてもそのようにしていく必要があると思いますが、 議会に正式に諮られないということになりますから、余計に今後の運用については慎重 にご報告をいただくようにお願いしておきたいと思います。

それから、2点目にお聞きをした経過については細く協議の回数等もご報告をいただきました。ありがとうございます。

それで、その発端についてあまり触れられなかったような、私が聞き逃していたらご めんなさい。

ずっとこの件は大きな課題だったわけなのですよね。それで、話し合いをしていかないといけないというのはずっと消防組合の中でありましたので、今回ようやく結果が出たということは、そうなんだろうというように思うのですけど、今回こういうようになってきたことへの発端というのは何かなかったのかなという素朴な疑問なのです。

ずっと結論を先延ばしにしてきた問題ではあるので、別にいつこういう話し合いがこういう決着になりましたといって報告が出てきても決しておかしくないのですけど、今回、こういうように落ちつくに当たっての何か発端はあるのかなということをお聞きしてきたわけなのですけれど、それがもし特段何か事情があるようであればお聞きしたいということと。

それから新たにお聞きしますけれど、新たにではないわ、さっきお答えいただいた中で、ちょっとよくわからなくなったことがあるのですけど、本部経費の均等割が変わる可能性があるというお答えがありました。

それは、今後この協定の中身が見直される可能性があるということでその部分に触れられたわけなのですけれど、その中で、変更される可能性があるというのはそうなのだなと聞いていたのですけれど、それが消防需要割額にも影響するということをおっしゃられたのですけど、ちょっとそこの理屈が私よくわかりませんで、その辺について、どうして影響するのか、関連するのか、そこをお聞きしておきたいと思います。

それから、ここから新たに聞くことなのですけど、消防需要額割についてなのですけど、これは実際の実動、出動に応じてそれぞれの市や町で負担をしましょうと、実態に応じて負担しましょうねという考え方なのだなというように見ているのですが、火災と救急が50%ずつというように按分されるということになっていますけど、実際の出動でも、これは半分ぐらいの事柄なのでしょうか。何か、私は数値ちょっと、それこそ泉州南消防組合の全体の範囲で出動件数等はわからないのですが、救急の出動のほうが圧倒的に多いのではないのかなというように思ったのですけど、実態をよりリアルに反映するということで言うとどうなのかなという疑問が生じましたので、この機会にお聞き

したいと思います。

それから、この消防需要割額の負担割合の説明の中に、最後に括弧で書かれている火 災件数、救急件数は会計年度の前々年度から過去5年分の件数というように書かれてお ります。

これは、改定がなされない場合はずっとこの考え方でいくのかということについても確認したいと思います。

それから、もう一つなのですが、3年間の負担調整の問題について、先ほども答弁されていました。

その扱いにかかわってお聞きするのですけれど、本会議でも、3年間は経過措置を用いる。そして、その上で3年後には平準化するという、平準化という言葉はちょっと適切でないのか。

3年間で今回提案のある協定の内容とイコールにすると、要するに、たくさん今回の件で負担しなければならないところを激変緩和を用いましょうということなのだなというように先ほどの説明も聞いた上で思ったのですけれど。

そうなりますと、その激変緩和をしている期間は不足額は生じないのかなという素朴な疑問が発生してくるのですけど、その点はいかがなものなのでしょうか。

質問は以上と思います。お願いします。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、この改定に至った経緯といいますか、理由でございますけども、消防組合発足から6年以上が経過しております。

これまで、消防広域化のスケールメリットを生かして行財政の効率化を図りながら、 消防力の強化に努めてまいったところでございます。

また、広域化時に策定しました泉州南ブロック広域消防運営計画に定めた消防救急無線のデジタル化、高機能消防指令センターの構築及び南西分署や、日根野分署の建設、 統廃合等によって一定の広域化初期の目的を達成することができました。

そういった中で、過去からの懸案でございました負担金についても今後、当時、各消防本部の決算なり予算、投資的経費を除いた決算なり予算を用いて使っていたものが、 それが本当に正しいものなのかというようなことを改めて検討すべきであろうということで、一定の投資的な事業が終わったところで今回提案をさせていただいたということ でございます。

あと、消防需要額割と本部経費の関連づけということでございますけども、消防本部に係る経費というのが、組合の試算で約13%というのが出ておるので、13%を均等割ということで、その分を使っているのですけども、これ、実際には13.何%というのがございまして、これが、年度どんどん過ぎていくと14%になったりとか、それが12%になったり、増えたり減ったりという増減が予想されますので、そこが変更するということは、基準財政需要額割60%というのは、これ柱でございますので、ここは変えないということなので、そうすると、消防需要額割、そこを1%増やすとか1%減らすということで、そこで調整をせざるを得ないということでそういうようになってございます。

火災件数、救急件数というのが、消防需要額割の計算の中で、50、50ということで計算をするということになっているという件でございますけども、委員おっしゃるように、確かに火災と救急というのは圧倒的に救急の数が多いのですけども、火災が一回起こると、その事象の重大性と言いますか、そのような点も考慮いたしまして、関係市町の市町長のあり方会議の中で50%50%ということで決めさせていただきました。

続いて、3年間の負担調整の間に不足額が生じないのかというところでございますけども、これは3年間の間に、例えば岬町が3,000万円減額になるという仮定の中におきましては、1年目の減額はその3分の1の1,000万円にしましょう、2年目については2,000万円の減額にしましょうということで、その増える市町も当然増える額を3年で割っていきますので、その負担調整の間は増える市町の分を減る市町が負担しましょうという趣旨でございます。

反保委員長 竹下危機管理監。

竹下まちづくり戦略室危機管理監少し補足させていただきます。

まず、この協議の発端になった理由ということですけども、先ほど来から述べていますように、発足から、3年から5年ぐらいの間で負担割合を見直そうやないかということがまずありました。

平成28年度から見直しを始めたわけですけども、当初、一番ベースとなる基準財政 需要額で負担割合を見直したらどうかというところから始まりました。

ただ、これだけでいきますと、かなり上がるところ、かなり下がるところという、でこぼこが非常に大きいということで、各市町からいろいろな意見、案も提案されました。

しかし、どうしても自分の市町に有利な案という提案になってしまうというところで、 そしたら基準財政需要額を基本としながら、そのほかの、何らかの割合を加算するとい うことで一定の折り合いをつくようにしていこうということで、かなりの時間がかかっ たと。

今回、基準財政需要額割を60%とすることで一定の折り合いがついたというところでございます。

それから、あと、消防需要額割の50%の件でございますが、確かに救急のほうが当然多いのは明らかでございますが、火災についても救急についても組合で動いていますので、それぞれ応援出動等もございますので、50%、50%にしているというところでございます。

反保委員長 答弁漏れが一つあります。

火災件数、11ページの消防需要額割、括弧の部分だけ。火災件数、救急件数は会計 年度の前々年から過去5年分の件数、これが中原委員から問いかけありましたけど。 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員のご質問の中で1点お答えさせていただいてない 部分についてお答えをさせていただきます。

火災件数、救急件数は会計年度の前々年から過去5年間の件数、こちらについて、令和2年度からこの負担割合で実施するというところになりますと、これ具体的に言いますと、平成26年から平成30年の間のこの件数を使うということになるのですけども、それが1年ごとにずれていくということになるのですけども。

この協定規約がこのまま続く状況でありましたら、この5年間の件数というのはずっとこの括弧書きのとおり実施していくということになっております。

反保委員長 中原委員、よろしいでしょうか。

道工委員。

道工委員 少し確認させてください。

第16条で関係市町の長の協議により別に定めるとなっていますよね。

それで、別に定める部分として、次の11ページに協定という形で案文が出ていると 思うのですけども、先ほど、基準財政需要額割が60%、これを柱に変わりませんと。

消防需要額割は27%、あと均等割13%。これも12%になったり14%になったり変動はありますよということなのですが、その辺の明示ですね。この文章だけでは私

は変えることできないのと違うかな。

また、この協定をその都度、年度、年度でやり直す必要あるのと違うかなと思うので すね。

ですから、あり方会議でどこまでどう協議されたのかはちょっとわかりませんけども、その辺、少し疑問に、この表の扱い方については疑問に感じます。

それと、今いみじくも岬町は3年先には2,900万円ぐらい減額になりますよということを伝えていただいていますけども、合併するとき、いわゆる泉州南消防組合議会に提案された段階では、その当時の各市町の経費については、それを超えない範囲内でという形でスタートしたと思うのですね。その後、かなり上がってきたと思います。

岬町にとってもその上がりはかなりあると思うのですが、そこら辺少し教えてほしいのと、私も消防議会に何度も行かせていただいて常に申し上げてきたのですけども、やはり消防署の数の多いところの経費、泉佐野市なんかかなり経費使うてましたわ。岬町なんか置いてけぼりの要素があったのですね。

そういうことからいろいろ考えてみると、やはり、もう少しこの辺の扱い方もきちっとしなければならないのと違うかな。

冗談も半分で、元の阪南岬消防組合の方がよかったのと違うのかな、こういうような 意見も出たこともありましたけども、その辺、どういうようにお考えになっているのか、 ちょっと要約で結構ですからお教えいただきたいなと思います。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員の質問にお答えをさせていただきます。

規約のほうでは別に定めるということで、この協定書の案分がございまして、委員おっしゃいますように、この協定書につきましては、こちらが消防需要額割が例えば28になって、均等割が12になるというような、実際にそういう事例が発生したときには、この関係市町の市長町長が行う協定書については巻き直さないといけないのかなというように思っております。

消防組合の負担金でございますけども、委員おっしゃいますように、平成25年の組合設立から、正直申し上げて右肩上がりに岬町の負担金も上がっております。

これは、当然、理由と申しますか、組合設立当時の初期的投資ということで、消防無線のデジタル化をしないといけないというような事例があったりとか、指令センターを各署にあったものを消防本部に設けるということで、そのあたりでかなり負担金が上昇

していたということ。

南西分署ですとか、日根野分署の建設に当たっても、そのあたりで費用が上昇してき たかというところはあると思われます。

委員おっしゃるように、泉佐野市については消防車なりいろんなものが充実していて、岬については投資的経費も少ないのではないかというようなことも確かにおっしゃるとおりだとは思いますけども、先ほど申し上げました消防無線のデジタル化ですとか、指令センターの統一というようなことは、阪南岬消防組合一つの組合、小さな組合でやっている中ではかなりの財政的負担が発生したのではないかというように思われます。

今後、また新たないろんな投資的経費も発生する、消防車の更新、救急車の更新というようなものもどんどん費用がかかってくるという中で、今後ともやはり広域化のメリットはあるのではないかというように考えております。

反保委員長 竹下危機管理監。

竹下まちづくり戦略室危機管理監 先ほどの経費の件につきましても、それから広域化による メリット等についてなのですけども、確かに今まで初期的投資でさまざま、先ほど言 ったようなデジタル化ですとか、指令センターですとか、分署等署所の構築、配置が え等もありましたけども、一定の初期投資についてはおおむね完了したのかなという ように思っているところでございます。

あと、岬町においては、阪南消防署の南西分署もできておりますので、決してデメリットにはなっていないというように考えているところでございます。

反保委員長 道工委員。

道工委員 ありがとうございました。

中身的には難しい文面もたくさん含まれておりますから、しっかりとその辺は担当のほうで進めていただきたいと思います。

それでは、もう1点、私、前からも申し上げていたのですけど、いわゆる泉州南消防組合の管理者のあり方。組合を作ったときには市で、3市で回る。副管理者は町でやると、こういうように、私から言えば差別やと思っていたのですけど、その辺、あり方会議の中で、岬の議会からもこのように言われているねんということで言っていただければありがたい。

それぞれの町の首長も皆しっかりしてますから、十分消防組合管理者を務めることが できると思います。市やからできて町はできないということもおかしいと思いますので、 その辺をまた提案をしていただいて協議をしていただければと思います。それは意見に かえておきます。お願いします。

反保委員長 辻下委員。

辻下委員 これは内輪の話になると思うのだけど、議長筆頭に総務文教委員長が消防組合の議会へ行っていますよね。

そのときの分担金とか負担金割合とか、その話は出ませんの、その議会の中で。組合 議会の中で。

奥野議長 我々も出ますけれど、主に、先ほど言われたように首長のあり方会議で、方向づけ がある程度出たものが我々のところに回ってくるので、そのテーブルに上がってまい ります。

辻下委員 上がってくるのやな。そこで議論するわけやな。

奥野議長 はい。

辻下委員 その結果を、やはり町へ持ってきたときに、全協とかその場でちょっと説明してあげたら、また少し変わってくるのと違うかなと。

長々とやる必要はないのとちがうかなと、このように思うのです。

それだけ頼んでおきます。

反保委員長 辻下委員、この配分自体は首長さんの中でいろいろ検討して、決まった時点でこ の議会のほうに上がってきますよね。

だから、これを議論しながら定例会の中で議論しながら結論出していくのではなしに、 首長さん自体のそういう中での、それは私らには。

辻下委員 それが済んだら報告が欲しい。

反保委員長 わかりました。

ほかはございませんか。

坂原委員。

坂原委員 経費の負担割合の件ですけど、ちょっといろいろ話があったので、わかってきた部分はあるのですけども、何かややこしくなったところもあるので再確認したいのですけど、この負担割合については三つの区分で、この構成比率でやっていくということですよね。

それが、先ほど私が何年かごとに見直すのかと聞いたけど、それは特に考えてないと、 当分、こういうことやね。 その都度、この三つの区分の構成比率が変わるときには議会に上程するのかといった ら、それはないということだったのですね。

その三つの構成比率が変わる部分というのは、下の二つであると。上の基準財政需要 額割は、これは60%で固定したものやと。

あとの二つで、消防需要額割というの、これは火災で出動した、救急で出動した、そ の件数はもちろん変動ありますわね。これは変動があるよと。

また、均等割にして、これは組合本部に係る経費ということで、この経費は、人件費はもちろん変わらないでしょうけど。

ただ、初期投資の分の減価償却とか、その辺も進んでいったら、これも下がる可能性もあるやろうというとこら辺で、特段、何か事情があって変更するのではなくて、自然の流れといいますか、不可抗力というか、事務的に変動していくやつやから、その都度、変更分についてはこの下の二つで調整してやっていきますよと、そういう理解でいいのですかね。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員の質問にお答えをさせていただきます。

委員おっしゃいますように、その構成比の消防需要額割、均等割等のところで調整を していくということで、そういう形でさせていただきます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 先にそういうように、この二つの構成比率が変わる場合は議会に対してもきちんと 説明していただくと、それでよろしいでしょうか。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員おっしゃいますように、議会の皆様にもご説明させていただきたいと思っております。

反保委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第76号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第78号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件につきましては本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対、賛成。反対ですか。どうぞ。

中原委員 質疑はあえていたしませんでしたが、議員の報酬にかかわる案件ですので、今回は 8月の人事院勧告に準じるという形で議員報酬についても改定を提案されているところというようにお見受けしますが、議員の報酬については、私はやはり住民の合意が 必要であろうと、当然、議論を経た上で一定の合意が必要であろうというように考えるものでありますから、そういった議員の報酬の改定について、住民に対して議論を 投げかけたこともございませんし、一定の合意が得られているということも言えない 状況の中で提案されているものというように考えております。

それで、今回、期末手当の0.05月の引き上げということが提案されているわけですが、住民の皆さんにおいては年金の実質的な削減や消費税の増税、また、岬町においては固定資産税が徐々に回復、復元しているとは言え、あと0.1%の元に戻すということも実現できていない中でありまして、そういったことを考えますと、住民の理解が得られるものとは言えないというように判断せざるを得ません。

ですので、この提案については反対という立場を取らせていただきます。

反保委員長 賛成の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第78号は、本委員会において可決されました。

議案第79号「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件につきましては本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

中原委員。

反対、どうぞ。

中原委員 反対するには忍びないという気持ちもありますけれど、特別職についても、先ほどの議案第78号の討論で申し上げた考え方に基づいて賛同しかねると考えております。 ただ、特別職においては、独自カットをなさっているというところを考えますと反対 するには忍びないという気持ちもありますが、やはり、特別職の給与においても住民全体の議論や同意が必要であろうというところから、賛同には至らないというように申し上げておきたいと思います。

反保委員長 次に、賛成の方はないですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第79号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」 を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 議案や委員会の資料の作り方のことで少し単純なことをお尋ねするのですが、委員 会資料では25ページから新旧対照表が付されております。

これは、議案とともに配られたものと同じものというように認識をしておりますが、 私の理解は、下線部は変更があったものというように考えて、ずっとこれまで配られる 資料を見てきたわけなのですけれど、例えば、25ページの新旧対照表の6級、別表第 1の一般職給料表、3条関係のところで、四角の中に実際の金額が示されていますが、 この一番右側の6級の給料月額なんかで言いますと全く変わらないわけなのですね。

それで、さきの議案第67号の一般会計のところでご説明のあったとおり、今回の人事院勧告に基づく改定というのは、30代半ば以降の中高年層の引き上げは見送られているわけなのです。

そういったところから見ても、この新旧対照表にいっぱい線が引いてあるのですけど、 これはどういうように考えたらいいのか。

作り方の問題で少しお聞きしておきたいなというのが単純な質問で、1点目です。

それから、先ほど一般会計のところではお尋ねしなかったことでお聞きしておきたいところなのですが、今言ったとおり、30代半ば以降については人事院勧告でも引き上げが見送られて、実質的にはこの年代については賃下げという状況が継続をされているわけなのですね。

そのことについて、提案される立場としてご検討されなかったのか、このことについてもお尋ねをしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原委員の質問にお答えします。

まず一つ目の新旧対照表の作り方の件なのですけども、基本的には別表第一、それから一般職の給料表と教職員の給料表なのですけども、そのまま新しい表示、刷新するということで、条例の改正の仕方が部分的にこことここ変えるではなくて、表全体を刷新するという作りになっておりますので、現行と比べるとこうなりますということで、表全体の表現ということでこういう形になっております。

それから、二つ目の30代後半、40代にかけての給料額が上がってない、据え置きというあたりなのですけども、この件に関しましても、組合協議の中でも実際、全職員、若手から高齢者といいますか、管理職も含めて再任用も含めて全て職員全員が職務に対して頑張っているところではあるけども、それに対してやはり人勧では若手優先ということで、このあたりの給料の、別で町独自の部分で今回の人勧の影響を受けないところを上げれないかという話は確かにございました。

これも、やはり町全体の財政状況等から見て最低限人事院勧告に合わせるという形で結論に至ったわけでございます。

反保委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

中原委員。

反対ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 どうぞ。

中原委員 今回は、一般職級の給与の改定ということでご提案がございまして、人事院勧告の中身にかかわって、議案第67号の一般会計補正予算のところでもいろいろお聞きをし、また意見については申し上げたところでございますが、本議案にかかわっても改めて賛成の立場で討論をしたいと思います。

8月に行われた人事院勧告においては、賃金387円、0.09%の官民較差が示されたところでありまして、0.05月の引き上げというのは官民較差に追いついておりませんので、生活改善には不十分だと、人事院勧告そのものが不十分だと私は考えてい

ます。

それから、組合との協議の中身についてもお示しいただいたところで、全体を引き上げるものにはならなかったというところについては、現在の町全体の財政状況から据え置かざるを得なかったという結論もお聞きしたところでありますが、この点については、今後、丁寧な協議も踏まえつつ、全体を引き上げる努力を引き続き行っていただきたいということを要望を申し上げて、今回はプラス、不十分とはいえプラスの改定ということですので、賛同したいと思います。

反保委員長 その他、ないですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第80号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第80号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件については全て議了しました。

本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いま すので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで総務文教委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

(午前11時55分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記する ため、ここに署名する。

令和元年12月11日

岬町議会

委 員 長 反 保 多 喜 男